

官報

号外 昭和五十二年三月十九日

○第八十回参議院會議録第七号

昭和五十二年三月十九日(土曜日)

午前十時三十二分開議

○議事日程 第七号

昭和五十二年三月十九日

午前十時開議

第一 国務大臣の発言に関する件 (昭和五十二年
年度一般会計予算及び昭和五十二年度特別会
計予算の修正について)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日ソ漁業交渉に関する決議案(鍋島直紹君
外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

松本英一君から病氣のため十三日間請暇の申し
出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任

命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に新關欽哉君、宮
島龍興君を、

土地鑑定委員会委員に會田忠君を、
中央更生保護審査会委員に笠松章君を、
日本銀行政策委員会委員に梶浦英夫君を、
運輸審議会委員に内藤良平君を、
鉄道建設審議会委員に佐々木敬一君、竹田弘太
郎君、真藤恒君、藤本一郎君、森本修君、松沢卓
二君、角本良平君、片岡文重君を任命することに
ついて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、土地鑑定委員会委員、日本銀行政策委員
会委員、鉄道建設審議会委員及び原子力委員会委員
のうちの宮島龍興君の任命について採決をいたし
ます。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よっ
て、いずれも同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、中央更生保護審査会
委員、運輸審議会委員の任命について採決をいた
します。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よっ
て、

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よっ
て、

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よっ
て、

て、全会一致をもっていずれも同意することに決
しました。

○議長(河野謙三君) 次に、原子力委員会委員の
うち新關欽哉君の任命について採決をいたしま
す。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よっ
て、全会一致をもってこれに同意することに決
しました。

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたしま
す。

鍋島直紹君外八名発議にかかる日ソ漁業交渉に
関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査
を省略し、日程に追加して、これを議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。鍋島直紹
君。

日ソ漁業交渉に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和五十二年三月十九日

発議者

鍋島 直紹

中西 一郎

和 田 静夫

内 田 善利

柄 谷 道一

賛成者

安孫子藤吉

青 井 政美

青木 一男

岩 動 道行

糸山英太郎

岩 上 妙子

上 原 正吉

江 藤 智

小 笠 公昭

大 島 友治

大谷藤之助

岡 本 悟

加 藤 武徳

梶 木 又三

上 條 勝久

川 野 辺 静

木 内 四郎

久次米健太郎

楠 正 俊

黒 住 忠行

源 田 実

古賀雷四郎

郡 祐一

佐 多 宗二

斎藤榮三郎

坂 元 親男

山 東 昭子

塩 見 俊二

菅 野 儀作

世 耕 政隆

高 田 浩運

高 橋 誉富

棚 田 四郎

塚 田 十一郎

寺 下 岩蔵

戸 塚 進也

内 藤 善三郎

中 村 禎二

中 山 太郎

夏 目 忠雄

伊 藤 五郎

石 破 二郎

稻 嶺 一郎

上 田 稔

植 木 光教

遠 藤 要

小 川 半次

大 鷹 淑子

岡 田 広

長 田 裕二

鹿 島 俊雄

金 井 元彦

亀 井 久興

神 田 博

木 村 睦男

久保田藤麿

熊谷太三郎

小 林 亨弘

後 藤 正夫

佐 々 木 満

佐 藤 信二

坂 野 重信

迫 水 久常

志 村 愛子

新 谷 寅三郎

鈴 木 省吾

園 田 清充

高 橋 邦雄

橋 直 治

玉 置 和郎

土 屋 義彦

寺 本 広作

徳 永 正利

中 村 太郎

中 村 登美

永 野 嚴雄

西 村 尚治

橋本 繁蔵	森野 章	福間 知之	藤田 進
初村 隆一郎	林 道	前川 旦	松永 忠二
林田 悠紀夫	原 文兵衛	宮之原貞光	村田 秀三
松垣 徳太郎	平井 卓志	目黒 今朝次郎	森 勝治
福井 勇	福岡 日出磨	森下 昭司	森中 守義
藤井 丙午	二木 謙吾	矢田部 理	安永 英雄
細川 護熙	堀内 俊夫	山崎 昇	吉田 忠三郎
増原 恵吉	町村 金五	阿部 憲一	相沢 武彦
丸茂 重貞	宮崎 正雄	太田 淳夫	柏原 ヤス
宮田 輝	最上 進	上林 繁次郎	黒柳 明
望月 邦夫	森下 泰	桑名 義治	小平 芳平
八木 一郎	安井 謙	塩出 啓典	白木 義一郎
安田 隆明	柳田 桃太郎	鈴木 一弘	田代 富士男
山崎 竜男	山本 茂一郎	多田 省吾	中尾 辰義
山内 一郎	吉田 実	二宮 文造	原田 立
吉武 恵市	亘 四郎	藤原 房雄	三木 忠雄
阿具 根 登	青木 薪次	峯山 昭範	宮崎 正義
赤桐 操	苗ヶ久保重光	矢追 秀彦	矢原 秀男
秋山 長造	案納 勝	山田 徹一	岩間 正男
上田 哲	小野 明	上田 耕一郎	小笠原 貞子
大塚 喬	加瀬 完	加藤 進	春日 正一
粕谷 照美	片岡 勝治	神谷 信之助	河田 賢治
片山 甚市	川村 清一	香取 タケ子	小巻 敏雄
神沢 浄	工藤 良平	近藤 忠孝	須藤 五郎
栗原 俊夫	小谷 守	立木 洋	塚田 大順
小柳 勇	小山 一平	内藤 功	野坂 参三
佐々木 静子	沢田 政治	星野 力	安武 洋子
志苦 裕	杉山 善太郎	山中 郁子	渡辺 武
鈴木 美枝子	鈴木 力	木島 則夫	栗林 卓司
瀬谷 英行	田中 寿美子	三治 重信	田淵 哲也
竹田 現照	竹田 四郎	中沢 伊登子	中村 利次
対馬 孝且	辻 一彦	藤井 恒男	向井 長年
鶴岡 哲夫	寺田 熊雄	和田 春生	青島 幸男
戸田 英夫	戸叶 武	市川 房枝	喜屋武 眞榮
野口 菊雄	中村 英男	下村 泰	
野口 忠夫	野田 哲		
野々山 一三	羽生 三七		
案 豊	浜本 万三		

参議院議長 河野 謙三殿

日ソ漁業交渉に関する決議

三月十五日より東京及びモスクワにおいて開催されている日ソ両国間の漁業交渉は、ソ連の二〇〇海里漁業専管水域の設定により、かつてない厳しいものとなっている。

北洋漁場は、我が国が古くから開発し、資源の保護とその有効利用に努力してきた主力漁場であり、これに依存する漁業者は遠洋漁業から沿岸漁業にわたり零細多数の船主が中心で、従事する漁船員も極めて多数にのぼっている。

今回の交渉は、我が国の北洋漁業、更には遠洋漁業の将来を決定する重要な交渉であり、この結果は、漁業者はもとより、関連する流通・加工業者に深刻な影響を及ぼし、さらには、蛋白質資源の過半を水産物に依存する我が国民がひとしく重大な関心をもつて注目しているところである。

よつて政府は、この重要性にかんがみ、ソ連との友好親善関係を維持しつつ、北洋における我が国の伝統的な漁獲と円滑な操業の確保に全力を尽すべきである。

右決議する。

〔鍋島直昭君登壇 拍手〕

○鍋島直昭君 たいだいま議題となりました日ソ漁業交渉に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

日ソ漁業交渉に関する決議

三月十五日より東京及びモスクワにおいて開催されている日ソ両国間の漁業交渉は、ソ連の二〇〇海里漁業専管水域の設定により、かつてない厳しいものとなっている。

北洋漁場は、我が国が古くから開発し、資源の保護とその有効利用に努力してきた主力漁場であり、これに依存する漁業者は遠洋漁業から沿岸漁業にわたり零細多数の船主が中心で、従事する漁船員も極めて多数にのぼっている。

○議長(河野三三) 日程第一 国務大臣の発言
に關する件(昭和五十二年一般會計予算及び昭和五十二年度特別會計予算の修正について)
大蔵大臣から発言を求められております。發言を許します。坊大蔵大臣。

〔国務大臣坊大蔵大臣登壇、拍手〕

○国務大臣(坊大蔵大臣) 政府は、さきに昭和五十二年度予算を国会に提出し、御審議をお願いいたしてあるところでありますが、このたび、一般會計予算及び厚生保険特別會計等四特別會計の予算について所要の政府修正を行うことといたしました。

ここに、その概要を御説明いたします。

第一は、一般會計歳出予算において、各種年金、恩給等の改善実施時期の二カ月繰り上げのための所要額五百七十億円、生活保護費等に関する措置のための所要額六十四億円、合計六百三十四億円を修正増加することとしたことであります。第二は、これらの歳出の修正増加の財源に充てるため、予備費六百三十四億円を修正減少することとしたことであります。

なお、特別會計予算につきましても、以上申し上げた措置に關連して、厚生保険特別會計等四特別會計について所要の修正を行うことといたしております。

以上、修正の概要につき御説明いたしました。

何とぞ、よろしく願ひいたします。(拍手)

○議長(河野三三) ただいまの發言に對し、質疑の通告がございます。發言を許します。工藤良平君。

〔工藤良平君登壇、拍手〕

○工藤良平君 私は、日本社会党を代表いたしまして、五十二年一般會計、同特別會計の予算の修正並びに日米首脳會談に臨むに当たつての福田總理を初め閣僚大臣に、その見解をただしたいと存じます。

具体的質問に入ります前に、總理に伺つておきたいことがあります。

その一つは、總理も御承知のように、日本国憲法第六十条では、予算審議のあり方、特に衆議院先議権とともに參議院の修正、三十日間の議決期間が明示されていることについてであります。それは、參議院における慎重審議を保障するものでありまして、予算の自然成立を期待するものではないことは明らかであります。この三十日間という、きわめて限定された審議期間の冒頭にあって訪米日程を決定しましたことは、まことに遺憾と言わなければなりません。これは參議院の基本的な審議権を侵すものであり、容認することのできないものであります。年末の衆議院選挙、予算編成のおくれなど、自民党内における派閥と政権抗争に明け暮れて起きた政治的責任の回避であり、がむしゃらに功を急ぐ總理の態度は理解しがたいのであります。与えられた期間内に十分な審議を確保することこそ、保革伯仲の時代にふさわしい、對話と協調を口にする總理としての不可欠の条件でなければなりません。日本社会党は、こうした理由から、この重要な時期に訪米することに基本的反対の態度を堅持していることを明らかにし、今日の一連の態度に反省を求めるものであります。

第二は、この本會議は予算修正の承諾を求める性格のものでありますが、個々には担当大臣より答弁を求めますが、總理の総括的な所見を、まず求めておきたいと思ひます。

さて、いよいよ本日から出発して、開かれます日米首脳會談に臨む目的と課題について伺ひます。

国際的な問題とはいへ、予算審議途中という重大な時期にあえて開催されることは、それだけに、總理としての所信を国民の前に明らかにする必要があると思ひます。日米首脳會談は幾らもあつたが、福田・カーター會談ほど経済問題で世界で注目している首脳會談はないだろうと、外務省幹部が誇らしげに今度の會談を意義づけています。事國際政治は、今度の會談でも、アジアの中

の日本の立場から大きく抜け出ることは考えられないと思ひますが、國際経済では、いまや世界の日本の役割りと責任は、英國キャラハン首相の發言から見られますように、先進工業国といへども、不況から抜け出すためには、米、日、西ドイツの指導的役割りへの期待は大きいのであります。この際、總理の國際經濟情勢の認識について、その見解を伺ひたいのであります。さらに、その認識の上に、米国の對外經濟戦略への日本への協力要請に對してどう対処するかという点についてであります。

就任早々のカーター大統領は、一月、モンデール副大統領を日本、欧州に派遣し、世界景氣回復のための米、日、西ドイツによる三つの機關車論を唱えています。このことは、世界經濟で米国の負担を日本と西ドイツにも担わせたいとする米国の思惑が絡んで見なければなりません。いま日米首脳會談に臨む米國は、五月開かれる先進國首脳會議を見据えて、着々とその布石を行つてゐるのであります。

一九七六年、五十八億七千万ドルに達する貿易赤字と、八%に近い失業者を抱え込んできた米國は、カーター政權誕生とともに、二年間に二百億ドルの減税を初め、失業対策に重点を置いた景氣刺激対策がとられてゐるのであります。それは、日本や欧州の景氣回復がおくれれば、世界各國の米國への輸出圧力が加わり、再び輸入の増大が貿易収支の赤字と失業をふやしていくことを懸念して、經濟政策で余力を持つ日本、西ドイツに世界景氣回復の責任分担をさせ、米國の景氣政策が抱える悩みを軽減させるねらいがあると思ひのであります。しかも、そうした米國の責任分担の底意には、日米貿易不均衡問題を同時に解決したいと思惑も当然うかがえるのであります。

日本の貿易収支黒字の調整は日本が經濟擴大で輸入をふやすことによるべきだと主張するクーパー經濟担当國務次官の發言がそうであるように、世界景氣回復への日本の応分の責任と貿易不

均衡是正とは、カーター大統領の經濟ブレインの一致した認識であるからであります。日本からのカラーテレビを始め、弱電機器、自動車、鉄鋼の輸入急増が、失業問題と絡んで貿易摩擦を引き起こしているのではありません。個別貿易問題の解決も一括処理し、日本の輸出主導型景氣政策を封じ込め、日本の産業の対米輸出圧力を減殺しようとする含みのあることを認識する必要があるとしますが、總理はこれをどう受けとめ、どのような対処の仕方を考えているのか、伺ひたいのであります。

次に、總理が自信を持つて内外に宣言しました実質成長率六・七%、經常収支の赤字七億ドルの達成については、米國を初め世界各國が注目してありますが、その達成については可能でありましようか。公共投資や公定歩合の引き下げ等若干の措置は行われましたが、實際には、いまの国内景氣では、輸入をふやそうといたしましても急増する可能性は少なく、逆に、五十一年の輸出見込み額は当初の六百八十二億をはるかに突破し、貿易収支は史上最高の百十億ドルが見込まれ、經常収支の黒字基調は続きそうであります。

このような情勢に對し、日本品への関税の引き上げ、米國の上下両院では円・マルクの切り上げを議決するなど、さまざまな動きが起り、このまま推移するならば、日本は世界じゅうからその責任を迫られることは必至であります。この点についての見解を伺ひます。

次に、在韓米軍の撤退問題と人権抑圧政策についての見解について明らかにしていただきたいのであります。

カーター米大統領は、在韓米軍の撤退を表明し、韓国は人権侵害の疑いがあるとも指摘しています。この点について、總理は、十七日の衆議院予算委員会において、基本的認識においては、さかま愛わらないと表明していますが、七五年の三木・フォード會談当時とカーター政権との間には、基本的認識においてかなりの変化が生じてい

昭和五十二年三月十九日 参議院會議録第七号

國務大臣の發言に関する件(昭和五十二年度一般會計予算及び昭和五十二年度特別會計予算の修正について)

一五四

るのではないかと考えられます。渡米に先立ち、自民党安全保障調査会長が、在韓米軍撤退は慎重を期するようにとの申し入れを行っていますが、それに対し、腹に入れてやるつもりだとの発言をいたしておりますが、その真意はどこにあるのか、明らかにしていただきたいのであります。

次に、使用済み核燃料再処理、エネルギー対策問題について伺います。

これは今回の会談の最大の課題と言われております。カーター米大統領が提出した一九七八年度予算教書は、前フォード政権の予算を修正して新政権の財政経済政策を明らかにしたものであります。新政権発足後一カ月という時間的制約から、その意欲は十分に生かし切れてはおりませんけれども、限られた範囲内で今後の政策転換を目指す布石は注目に値すると言われます。とりわけエネルギー政策では、予算措置こそ小幅にとどまっていますが、節約の強化と石油備蓄の拡充を明確に打ち出し、同時にまた、核エネルギー開発促進の三十億ドルの削減を図り、非核エネルギー開発促進を目指しているものであります。シュレジンジャー補佐官は、四月二十日まで新たな総合エネルギー政策の報告書を提出すると言われております。

今日、世界景氣の回復には、エネルギー問題が最大の壁となっているのであります。この障害を乗り越えるためには、省エネルギー産業技術の開発という構造的課題に取り組まなければならないのであります。危険性を伴う核エネルギーを回避し、新しい道を求める資源大国の米國が、この問題を最重点課題として取り上げた意義を、資源小國のわが國こそ十分吟味すべきであると考えますが、總理の見解を伺います。

次に、一昨年四月以来禁止されているオルトフニルフェノール防腐剤使用のレモン輸入問題を初め、農産物輸入圧力、さらにロッキード事件、日韓汚職解明に協力要請を行う用意があるかどうかを伺います。

次に、二百海里漁業専管水域の問題について伺います。

ただいま決議も行われましたが、三月一日米國による漁業専管水域二百海里が宣言され、今日、日ソ間においても、暫定協定など、二百海里問題がきわめて困難な中で交渉が進められています。いずれにせよ、わが國にとっては好転の兆しはなく、きわめて深刻な死活問題となりつつあります。しかし、このことはすでに以前から予想されてきたことでありまして、二國間協定に希望をつないでいた情勢の認識に大きな甘さがあつたと言わなければなりません。今後、日本の漁業者はもろろん、たん白資源については重大な局面を迎えたわけで、その対策について伺いたいのであります。

さらにあわせて、わが國の十二海里専管水域、漁業専管水域二百海里についての方針についてもお答えをお願いします。

次に、大蔵大臣に伺います。

第一は、今回予算修正された五十二年度予算案が送付されましたが、野党要求に始まり、衆議院で予算修正に至った経過について、詳細に御説明をお願いしたいと思います。

第二は、財源対策についてであります。三千億円の追加減税分については歳入欠陥となっており、その財源が明らかにされておられません。それは赤字国債にまつのか、それとも、他のどの財源で賄われるのか、明確に御答弁をお願いします。

今後、税の不公平税制の是正を約束したと聞いておりますが、とりわけ、今回の修正で野党側が提起いたしました給与所得控除の八百五十万円頭打ち復活、利子・配当所得課税の強化、会社臨時特別税の復活、交際費課税の強化、貸し倒れ引当金の縮小、有価証券取引税の引き上げの個別項目についての明確な見解を求めます。

第三は、ロッキード灰色高官が受け取ったと言われる九十ユニットの国税庁の税務調査と課税について経過について御報告をお願いします。

次に、経済企画庁長官に伺います。

今後におけるわが國の経済見通し、減税による影響、世界経済の動向と、アメリカ・カーター政権の長期経済見通しを踏まえた中・長期の展望について見解を示していただきたいと思ひます。

次に、自治大臣に伺います。

予算修正に伴う地方財政への影響を初めとした問題点と、今日の地方財政危機に対処する具体的認識と対策について詳細にお答えをお願いします。

最後に、厚生大臣に伺います。

今回の予算修正で最も大幅な修正が行われましたが、その説明とあわせて、低所得者層への対策と諸施策について説明をお願いします。

以上について質問の要旨のみを申し上げてまいりましたが、いずれも重大な問題でありまして、明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇 拍手〕
○國務大臣(福田赳夫君) 工藤さんにお答え申し上げます。

まず、私は、議員の皆さんに、五十二年度予算案が参議院に回付になりましたその勢頭において私が訪米するという仕儀になったことであります。これは私が国会の審議の日程について見誤りをしたところでありまして、まことに申しわけない、心からおわびを申し上げます。ただ、この会談は、カーター新政権が発足したまじまじの間にもないわけでありまして、そこで、カーター政権の新政策が四月ごろから続々と決まられていく、その前にわが國としてアメリカの大統領と話し合う、また、特にわが國の立場をアメリカの大統領に申し上げておくということは、非常に重要なことである。そうしますと、この機会を除きますと、ちよつと時期がないんです。そういうことで、きょう出発させていただきたいと思ひますので、これはまげてひとつ御了承、御理解をお願いしたいと、かように存する次第でございます。

アメリカに参りましてどういふことを話すのかと、こう言いますと、これはもちろん二國間の問題です。アメリカ大統領との間に協力関係を誓い合うと、こういうことがあります。その他、二國間の関係といたしますと、核燃料の再処理の問題があるのです。これは後から申し上げなければならぬ。その問題がありますが、その他、二國間では格別大きな問題はございません。

問題は、私は、この世界の経済、世界の政治に對しましてわが國がどういふ立場をとり、アメリカがどういふ立場をとるか、この点につきまして話し合つておく必要があると、こういうふうに考へるのであります。

いま世界は挙げて不況の状態である。ことに南の國々がこれは困窮——とにかく想像に絶するものがあるというふうな感じがするのであります。そうしますと、この北側の先進工業國がこれに協力をする必要がある。ところが、その北側の國々もまた不安定な状態だと、そういう中で、わずかに日、米、欧、この三極があつた石油ショックからの立ち上がり過程にあると、こういうふうな状態でありまして、そうしますと、この日、米、欧の三極の責任というものは非常に大きいと思うのです。その中でも工業力——アメリカ、次いで日本というこの兩國が話し合うわけでありまして、これは私は、世界の経済に對しまして非常に大きな意味合いを持つてあると、こういうふうに思ひます。

それからもう一つは、私がしばしば申し上げておるんですが、世は資源、エネルギー有限時代に入つておる。まあこの五年、十年ぐらいの展望を見てみますと、まあまあもつともいへませんが、けれども、その先を考へてみると、非常にこれは窮乏な状態になってきます。そういう展望の中で兩國がどういふ協力をできるかというのを話し合うことは、これまた非常に重要な意味を持つと、こういうふうに思ひます。

それからまた、政治の面におきましては、何と
してもわが国は核については特殊な立場にある。
核廃絶に向かつての主張をしようと思ふのです。
アメリカにおきましてもそういうような気持を持
つておる。それをこれからどういうふうな具体
化していくかということについて話し合つてみた
い。まあ核ばかりじゃありません。通常兵器につ
いてもさうに考えております。

それから、このアジアの平和、これもまあアメ
リカから見ましても、また日本から見ましても、
重要な問題であります。ASEANの国々をどう
見るか、また、ベトナム半島をどういうふうに見
るか、また、朝鮮半島をどういうふうに見るか、
それらの問題について話し合つてみたいと、か
うに考えております。

そういう中で、アメリカがわが日本に非常に期
待しておりますのは、日本の経済。いま日本は
六・七％成長という目標を掲げておるわけであ
ります。それを日本が本当にやってくれるんだ
らうかというふうな期待と、あるいは不安を持
つてゐるかも知れません。この目標、それから国際収支の
目標、これはひとりわが国の問題じゃありません
、だけの問題じゃない。わが国はわが国といた
しまして、いま不況のどん底だ、何としても、
こ入れをしなきゃならぬという立場にありま
す。特にアメリカにおいても非常な期待を持
つておるだろうと、こういうふうな思ひますので、こ
れは何としても達成しなければならぬ目標であ
るというふうな考えており、また達成できる、そ
ういふ確信を持っております。

それから、わが国の経済成長、それから特に貿
易の問題、これについて触れられましたが、ちよ
と五十一年度は黒字幅が多過ぎたように思ふので
あります。わが国の景気がよくなる、そうい
うことになりました。これは自然、輸出が鈍化
し、輸入がふえるということになってこの問題は
解決される、さうに考えております。

それから、円、マルクの問題であります。が、
円はこれは強い方がいいと私は思っているん
です。つまり、円相場というものは、わが国の経済
に対する諸外国の見方の表現でもある。強い円に
なるように経済を誘導する必要があると、
こういうふうな思ひますが、これはいま為替は浮
動制をとつておるわけでありまますから、これに
介入しない、乱高下がある場合にはこれに介入し
ますが、それ以外には介入しない、こういう基本方
針をとりたいと思ひます。マルクは、これはドイ
ツのことでありまますから、私が言及するのは妥
当でない、かように考えております。

また、在韓米軍の撤退、これはしばしば申し上
げております。これは基本的には米韓の
問題だ。しかし、わが国としては、朝鮮半島の平
和、これには重大なる関心を持っております。こ
とを強く申し上げたいと思ひます。

人権問題。これは理論的には理解できる。私も
人権については強い関心を持っております。しか
し、これの具体的な適用につきましましては慎重に
対処しなければならぬと、かように考えておりま
す。

使用済み燃料の問題。これはわが国としては非
常に重大な問題です。わが国は石油に依存して
いる最もその依存度の高い先進工業国の一つであ
ります。そういう立場のわが国でありまますから、
どうしても新しい代替資源の開発をしなければなら
ぬ。それは核以外には当面はないんです。そう
いう立場のわが国といたしまして、アメリカ
の核拡散に対する懸念につきましましてのこの理解、
これは私はだれよりも高い懸念を持っております
であります。深刻にこの核拡散については考
えております。しかし、わが国の立場、そういうこと
を考へますと、再処理の問題だけは譲ることでは
ない問題である、かように考へます。

それから、OPPの問題に触れられましたが、
これは厚生大臣の諮問機関であるところの食品衛
生調査会に諮問中でありまます。結論を待つて対
処

いたしますけれども、これは日米会談の議題で
はございません。

それから、ロッキード事件や日韓汚職なんかの
問題につきましまして、資料の提供をさらに求めよ
というお話でございますけれども、これは順調に
その資料の入手ができるような手はずになってお
るわけでありまます。改めて申し上げるまでもない
ところでありますけれども、なお、念のため注
意を喚起することになったと思ひま
す。

二百海里の漁業専管水域問題につきましましては、
これは国連の動きを見まして対処したいという基
本的な考え方です。今日までやってまいりましたけ
れども、あるいはアメリカにおきまして、あるいは
ソビエトにおきまして、あるいはEC諸国におき
まして二百海里を打ち出しておる。そういうこと
になりますと、わが国とすると、これはじんぜ
んと海洋法会議の結果を待つというふうなことで
済まされたいという状態になってきておることで
あります。私は、わが国といたしましては、二百海
里をわが国も海洋法会議の結果を待たず打ち出さ
なければならぬかという基本的な認識を持
つておるわけでありまますけれども、わが国は海洋国
家である、そして世界の各水域におきまして漁業
を行わなきゃならぬ、そういう立場にあるわけ
であります。同時に、わが国は、いまこの種の問題
につきましましては、中国とも、あるいは韓国とも安
定した形で相互の漁業操業が行われておるという
ような状態にあるわけでありまます。そういう諸般
の事情をよく考へてみなければならぬ。それから、
わが国がわが国として二百海里水域の問題を打ち
出す、これは、そのタイミング、内容につきまし
ては慎重に配慮しますが、方向といたしましては、
ただいま申し上げたようなことでまいりたい
と、こういうふうな考へております。

十二海里の問題につきましましては、これも海洋法
会議の成り行きを待つておったわけでございます
けれども、沿岸漁民の要望等がありまして、こ

の要望にもこたえなければならぬというふう
に存
じまして、十二海里を採用する、そのための国内
立法につきましましては、近く法案として皆さんの御
審議を煩わしたいと、かように考へておる次第で
ございませう。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇 拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問に対し
ましてお答え申し上げます。

五十二年度の予算につきましましては、衆議院の本
会議、予算委員会における審議の過程におきまし
て、種々御熱心なる論議が交わされたのでござい
ますが、その間に与野党折衝の結果、去る三月九
日、与野党の幹事長・書記長会談におきまして、
一つ、三千億円の追加減税を行うこと、二つ、福
祉年金、恩給等の改善時期の二カ月繰り上げ等
を実施すること、そのために政府において予算修正
を行うことを内容とする合意の成立を見たわけ
でございますが、政府といたしましては、この合意
を尊重するという方針のもとに、五十二年度一般
会計及び厚生保険特別会計等四特別会計の予算に
ついて所要の政府修正を行ひまして、三月十五
日、これを国会に提出いたしました。昨日衆議
院本会議の可決を経まして、本日参議院に御審議
をお願いするところになった次第でございま
す。

それから、三千億円の減税分については、現在
のところ具体的な財源措置のめどがついておるわ
けではございませんが、今後、五十二年度予算の
運営に当たりまして、歳入、歳出両面を通じて適
切に処置してまいり所存でございます。

それから、一兆円減税問題に関連して、野党か
らの申し入れの中に繰り込まれておりました税制
改正案につきましましては、五十三年度の税制改正に
できるだけ反映させるようにされたとの野党の
御主張は十分に承つております。政府といたしま
しても、その方向で検討してまいりたいと思ひ
しておりますが、いまは、個別の項目について具体的

昭和五十二年三月十九日 参議院會議録第七号

な処置、方針を申し上げる段階には至っていないというのを御了承願いたいと思ひます。

また、庁費については、今後ともその節減については鋭意努力をしてみたいと、かように考へております。

次に、九十九ユニット関係については、ロッキード事件をめぐる税務上の問題の一つとして、ロッキード事件の捜査処理に関する中間報告や、その後の国会審議の過程を通じて得られた情報を念頭に入れて、必要に応じて税務上の処理を行うことといたしてあります。

以上でございます。(拍手)

【国務大臣倉成正義君登壇、拍手】
○国務大臣(倉成正義) お答えいたします。

私に対する御質問は、今後の経済見通し、減税による影響、世界経済の動向と、カーター政権の政策を踏まえた日本経済の中期展望ということでございます。

まず第一の、経済の見通しであります。わが国経済は、基調としては緩やかな回復過程にあります。しかし、企業、個人に経済の前途に対する気迷いがある。また、業種別、地域別の格差が激しいというのが今日の現況でございます。この現況を踏まえて、去る三月十一日に、四項目——五十二年度の予算成立の暁には、公共事業を上期に七〇％契約をする、あるいは個人住宅について住宅公庫の募集を四月に九万戸行う、あるいは金利政策を推進する、民間の設備投資を電力を中心として推進する等の四項目の景気刺激策を発表いたしました次第でございます。この政策と相まちまして、ただいま御審議をお願いいたしております五十二年度の一般会計予算が成立いたしますれば、景気は緩やかな回復のもとに安定成長の路線に定着していくことができると確信をいたしております。

第二の減税の問題でございますが、三千億の減税の増加、また恩給、年金等の繰り上げ、これは所得の増加によい影響を及ぼすことは間違いないと思ひます。

いけません。しかしながら、この減税の財源を何に求めるかということがまだ明らかでございせんので、これを定量的に経済効果を計算するのは非常に困難であると思つております。

なお、世界経済の動向と、カーター政権の政策を踏まえたわが国の中期展望ということでございますが、総理から世界経済の問題、あるいはカーター政権の考え方については申されたところでございしますが、要するに、日本の経済がすでに大人になった。したがって、大人らしく世界の中で行動していかなければならないということに尽きるのではなからうかと思ひます。OECDの中で、先進二十四カ国の二・五％のウェイトをわが国経済は占めております。したがって、その一挙手一投足が世界の経済に影響を及ぼすところでございます。したがって、われわれは昭和五十二年度における六・七％という、世界の先進国における一番高い成長率を着実に実行していくというものが、世界経済に対する責任を果たすべく、同時に、対外的な調和、集中豪雨的な輸出を避けていかなければならない。また、いま世界の貿易並びに経済秩序がまだ定着していませんので、これらの自由貿易主義の推進、国際経済秩序の確立のために、積極的な役割を果たすことが大切ではなからうかと思ひます。

以上でございます。(拍手)

【国務大臣小川平二君登壇、拍手】
○国務大臣(小川平二) お答えいたします。

今回の予算修正の地方財政に及ぼす影響についての御質問がございましたが、政府予算案の修正に伴いまして、生活保護費等が増加いたしますので、地方財政は、歳入におきまして国庫支出金が七十五億円増加する。反面、これに伴いまして、歳出におきまして百二十二億円の増加となります。したがって、今回の予算修正に伴います地方負担は、差し引き四十七億円になるわけでございますが、これは、一般行政経費に計上済

みであります追加財政需要三千五百億円で十分賄うことができるわけでございます。

さらに、このたびの減税措置に伴いまして、国の歳入予算を変更してございせんので、地方交付税の額には変更がございせん。ただし、将来国の予算の補正に伴いまして国税三税が減少する、交付税総額が減少するといふような場合におきましては、地方財政計画に計上いたしております交付税額を確保いたしますために、所要の措置をとる必要があることは申すまでもございせん。

地方財政計画でございますが、これは主として毎年度の地方財源を保障いたしますために、各年度の地方財政に関する歳入歳出の見積もりを行うわけでございます。国の予算と異なりまして、地方公共団体の歳出を直接拘束するという性格のものではないと思ひます。地方財政計画はこのような性格のものでございまして、今回の予算修正が地方財政に与える影響は、ただいま申し上げましたように、きわめて軽微なものでございまして、地方財政計画を修正いたす必要はないと存じております。

地方財政にいかように対処するかという問題でございますが、ただいまわが国は高度成長から安定成長へ移行しようとしておる変動の時期でございまして、かような時期に抜本的な対策を講ずるということはきわめて困難でございまして、五十二年度の問題といたしましては、地方交付税法の趣旨を勘案いたしまして、交付税額並びに地方債をそれぞれ増額いたしまして、地方財政の運営に支障がないような措置をとっておるのでございまして、五十三年度以降の地方財政につきましては、これは現時点で明確には申し上げられませんが、経済の推移等を見きわめまして、上で、歳出の見直し、補助金制度の見直し、あるいは税制の根本的検討、交付税率の変更等、各種の措置を総合的に検討いたしまして、地方財政の運営に支障が生じませんような措置をとるつもり

でございます。具体的な措置の内容につきましては、地方制度調査会の御意見等も承りまして、慎重に検討を進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

一五六

【国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手】
○国務大臣(渡辺美智雄) 予算修正の各項目について詳細に説明をし、低所得層対策の施策を示せということでございますが、時間の関係もありますから、詳細に要領よく御説明を申し上げます。

低所得者階層の問題につきましては、生活保護等を初め物価等を勘案して、できる限りの改善を図ってきたところでございます。今回の予算の修正に当たりまして、厚生省関係にかかわるものについて概容を申し上げます。

厚生年金、船員保険及び国民年金につきましては、物価スライド改定の実施時期をそれぞれ二カ月繰り上げることいたしました。したがって、厚生年金、船員保険は八月実施を六月にと、これによって平均一人当たり給付額が大体九千五百円ぐらゐるものと存じます。国民年金については九月実施を七月にいたしまして、平均、これも三千五百円ぐらゐるものと存じます。

福祉年金、児童扶養手当等各種手当及び戦没者遺族に対する遺族等年金の改善などの実施時期を次のようにそれぞれ繰り上げることいたしました。すなわち、福祉年金、児童扶養手当につきましては十月を八月実施にと、遺族等年金は七％アップ分を六月から四月、年金等の最低保障額はこれは十月を八月というようにしたわけでございます。これで福祉年金は三千円、障害は一級で四千四百円、それから母子が三千八百円、児童扶養手当が三千八百円増額するものと存じます。

生活保護の被保護者及び各種社会福祉収容施設の入所者に対しては、これらの措置に準じまして臨時の追加給付を行うこととしたわけでございます。したがって、生活保護被保護者につきましては一級地地一人当たり五千円増額されること

になります。社会福祉施設、収容施設の入所者に
つきましても、一人当たり五千円が年間で増額さ
れることになりました。

以上が厚生省所管分の予算修正をしたもので
ございますが、それに要する経費は三百五十三億百
万円でございます。これによって、厚生省の予算
総額は五兆六千二百五十七億五千八百万円、以上
のようなことになりました。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野三郎) 工藤良平君。

〔工藤良平君登壇、拍手〕

○工藤良平君 ただいま総理を初め各大臣から回
答がございましたが、ただいまの回答ではきわめ
て不満であります。したがって、総理にもう
一度伺いたいと思いますが、ただいまの回答から考
えますならば、予算の途中であえてアメリカに行
くという理由にはならない。むしろ機制的なもの
にすぎないような気がするわけですが、た
だ、その中で私はもう一点伺いたいと思います
は、先ほど総理は核エネルギーの問題を非常に強
調いたしました。アメリカとしては、その問題
よりも、むしろ私が前段で申し上げましたよう
に、日本の輸出第一主義から起こっている貿易摩
擦を初めとした経済問題に集中するのではないか
と思ひますし、この点に対する回答をもう少し詳
しくお願いをいたしたいと思います。

次に、大蔵大臣にお伺いいたしますが、三千億
円の減税に伴う歳入欠陥の財源でございますが、千
億も、この点については野党側から先ほど私が申
し上げました要求を出したわけでありまして、し
かし、与党側としては、何としても五十二年度中に
検討して、五十三年には間に合わせるといふこと
を、むしろ与党側から答弁をしているわけであり
ますから、この点に対しては明確な私は答弁
を求めたいと思ひます。

それからもう一点、九十ユニットの問題につき
ましてはきわめてあいまいに答えているわけであ
りますが、国税庁としては、税務調査の段階で

全日空側の非協力によって、これを時効とせざる
を得ないという方針を出したというように聞いて
いるわけですが、そういうことになりま
す、きわめて重大な問題でありますので、この点
のいきさつをもう少し明快に答えていただきた
いと思ひます。

さらにもう一点は、これは総理に、二百海里の
問題でございますけれども、わが国といたしまし
ては、この二百海里問題は国際的な問題である
と同時に、国内的にはたん白資源の問題で、きわめ
てゆゆしき問題であるわけでございます。ただ単に
海の問題だけではなくて、さらにそれに加えて、農
業のサイドから一体たん白をどう確保するかとい
う大変重大な問題を提起されておられるわけござ
いまして、この点に対する積極的な対策というも
のが当然この段階で生まれてきてもおかしきはい
ないわけでありまして、その点に対する御回答を求
めて、私の再質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫) 工藤さんから重ねて私
に對しまして、訪米はこれはそう急ぐ必要がない
んじゃないか、私の答弁には説得力がない
と、こういう御趣意でございますが、まあ、しば
しば申し上げておるとおり、カーター政権は
一月の二十日に発足したんです。そしてまだ日
浅い。そういうことで、新政権の諸政策が、これ
が四月以降降々と決まってくるという傾向にある
わけでありまして、ここに、わが国とアメリカとの
間のいま最大の二国間問題は何かあるかという
と、核燃料の再処理の問題です。この再処理の問
題なんかも、そういう段階で決められていくこと
になると思ひます。そういうことを考えますと
ときに、そのアメリカの新政策が逐次打ち出され
るというその段階の前に日米首脳会談を行つてお
く、これは本当に必要だと思ひます。この機会
を逃しますと私はいよいよ機会をつかみ得ないと、こ
ういうふうに思ひます。そこで、まげ
てひとつ御理解、御了承をお願いしたいと、かように

お願いをいたしておるわけなんです。

この会談におきまして議論される問題は、二国
間の問題、また世界規模の問題、この世界規模の
問題としては、政治、経済にわたるわけでありま
す。それと、とにかく経済問題というのはいくら
も議論の課題になると、これは御説のとおりであ
ります。つまり、世界がいま経済的に混乱をして
いるんです。この混乱を放置いたしますと、こ
れはひとり経済的な問題じゃない、政治的な大混
乱につながっていくというおそれがあるのであり
ます。そういう経済と政治との関係、それは歴史
を顧みてみても、そういうことがうなずけるわけ
でございますが、第二次世界大戦の前夜、つま
り一九三〇年代、これなんか政治的にはずいぶ
ん平和への努力が行われたわけでございます。け
れども、あの世界大不況、その経済的困難からど
ういうふうに出てくるかというおぼえが、まあ、
そういうものが第二次世界大戦に発展したと、
こういうことを顧みても、今日世界というものが
経済問題で非常に苦しい立場であるというだけで
なくて、それは放置いたしたとすると、政治的混乱
につながっていく、そういう危険をはらんだ世界
情勢である。そういう情勢を踏まえまして、日米
両国は世界の中でどういう態度をとっていくか。
協調できるものは協調する、また、たすきは
たすき、そういう議論をするということは、私は
これはもう、ひとり日本にとばかりじゃない、こ
れ世界全体の平和のために重要なことである、こ
ういうふうにお考えをいたしておるわけなんです。

論するわけにはいかない。やっぱり貿易外の問題
があるわけなんです。それとの総合的な立場におい
て論じなきゃならぬと、こういう性格のものであ
る。それから、去年の四月からことしの三月まで
だ、この一年間だけを区切ってこれを論ずると
いう立場も私はおかしいと思ひます。やっぱり
三年、四年、五年、長期的な立場において、この
問題は相互に議論すべき問題である。

それから、もう一つは、これは日米、この二国
間だけの問題じゃない。やはり、それより幅広
く、たとえばオーストラリアに對しましては、わ
が国は赤字であつて、アメリカは黒字である。そ
ういうような多角的な関係までも考慮に入れてこ
うの問題はなかなかりやならぬ問題であるとい
ふに存じます。この問題は、わが国が五十二
年度経済見通しにおきまして、とにかくこの黒字
基調は改善をする、こういうことを打ち出して
おるわけなんです。そして企画庁の方の経済見通し
は、それが七億ドルの赤字になるんだというや
うな数字が出ておるんですが、この数字が七億にな
るかどうか、これはなかなかそう簡単なものじゃ
ございせんけれども、傾向をいたしましては、わ
が国の国際収支の黒字基調というものは大きく改
善される。なぜならば、その最も大きな問題は、
これは六・七％成長、世界第一の成長になるわけ
でございますけれども、この成長が実現される
ということになれば、これは海外からの輸入がふ
えるわけなんです。そうして国内で物資が消費され
ますから、海外への輸出が鈍化する、こういう傾
向にもなりますので、アメリカはわが国の経済が
経済見通しでいってくれるようにというのを切
に期待をしておる、そういうことに私は十分た
え得る立場にあると、こういうふうに思ひます。
そのことは、また同時に、わが国の沈滞した社会
に活気を入れるという上からも大事なことであり
たいと思ひます。それから、二百海里の問題、これについても
積極的な姿勢をとれというお話でありますけれども

ども、やはりこの二百海里時代がもうとにかく事実として迫ってきた、これはもう事実でありますから、それに対応する漁業外交、これは強力に展開しなきゃならぬ問題である、こういうふうに考えております。

同時に、わが国の国民のたん白資源等のことを考えますと、やはり一方におきましては、魚をもう少し有効に使うということも考えなきゃならぬと思うのです。いままで肥料に使ったというようなものも、これをたん白資源として使えないかというような問題もよく検討しなけりゃならぬと思います。同時に、わが国の沿岸漁業の振興、こういうことにつきましても、これは画期的な対策を進めていかなければならぬだろうと、こういうふうに思うのであります。

いずれにいたしましても、二百海里問題というのは、わが国の食糧問題として重大な問題でありますので、真剣に、まあ外交におきましても、内政におきましても、対処していかなきゃならぬことであると、かように考えております。それから、先ほどちょっと口を滑らせてまして、ロッキードの問題、日韓汚職の問題、これについての資料を求めようとお話に対して、私がその問題については、仕組みができていっているというふうにお答えいたしました、ロッキード問題については仕組みができておるわけでありまして、でありますから、これはもう問題ありませんが、先ほど申し上げましたとおり、注意は喚起してお

きます。日韓汚職というのは、まだそういう問題があるかどうか私も存じませんが、まあアメリカといたしましては、日韓の關係につきましては、これは日韓間の關係であるというので介入を避けておると、こういうのが実情であること、訂正を含めましてお答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇 拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

一兆円減税の御提唱に関連いたしまして、税制改正について諸般の御意見を承らしていただいたことは、よく耳にいたしております。よく心得ております。そこで、そういった諸般の項目につきまして、五十二年度の税制改正で租税特別措置の整理合理化を中心といたしまして、利子・配当所得、交際費、金融・保険業の貸し倒れ引当金等について課税の強化を行っておるのでございますが、その他の諸項目につきましては、今後中期税制として相当な租税の増収を図らなければならぬという状況のもとにおきまして、政府といたしましては、税制調査会の意見も聞き、国民各層の合意を得つつ、将来の税制のあり方につきまして、税制全体の問題として真剣に取り組む構えでございます。

それから九十ユニットの問題でございますが、国税庁は、これを時効にするといったような、そういうような考えは毛頭ないということを承っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員	太田 淳夫君	矢原 秀男君
下村 泰君	喜屋武眞榮君	
相沢 武彦君	桑名 義治君	
青島 幸男君	市川 房枝君	
柄谷 道一君	塩出 啓典君	
峯山 昭範君	阿部 憲一君	
三治 重信君	安孫子藤吉君	
藤原 房雄君	三木 忠雄君	
上林繁次郎君	和田 春生君	
栗林 卓司君	平井 卓志君	
内田 善利君	木島 則夫君	
山本茂一郎君	鈴木 一弘君	
柏原 ヤス君	中村 利次君	
田淵 哲也君	二宮 文造君	
白木義一郎君	小平 芳平君	
向井 長年君	後藤 正夫君	
高橋雄之助君	堀内 俊夫君	
佐々木 満君	森下 泰君	
望月 邦夫君	最上 進君	

石破 二郎君	糸山英太郎君
大島 友治君	大鷹 淑子君
中村 登美君	上條 勝久君
中西 一郎君	園田 清充君
寺本 広作君	上田 稔君
吉田 実君	小林 国司君
嶋崎 均君	楠 正俊君
土屋 義彦君	長田 裕二君
鍋島 直昭君	郡 祐一君
青木 一男君	小川 半次君
神田 博君	八木 一郎君
丸茂 重貞君	鈴木 亨弘君
矢野 登君	今泉 正二君
斎藤 十朗君	宮田 輝君
斎藤 章君	夏目 忠雄君
永野 嚴雄君	亀井 久興君
佐藤 信二君	斎藤栄三郎君
坂野 重信君	山東 昭子君
井上 吉夫君	中村 太郎君
高橋 邦雄君	初村滝一郎君
中山 太郎君	久次米健太郎君
安田 隆明君	江藤 智君
林田悠紀夫君	安井 謙君
吉武 恵市君	増原 恵吉君
伊藤 五郎君	大谷藤之助君
矢田部 理君	松岡 克由君
野末 陳平君	森下 昭司君
青木 薪次君	野田 哲君

河田	賢治君	野坂	參三君	須藤	五郎君	岩間	正男君	須谷	英行君	久保	亘君	松永	忠二君	塚田	大願君	久保	亘君	鈴木	力君	渡辺	武君	鈴木	力君	橋本	敦君	森	勝治君	小笠原貞子君	立木	洋君	竹田	四郎君	前川	旦君	工藤	良平君	上田	哲君	片岡	勝治君	神谷信之助君	內藤	功君	寺田	熊雄君	小卷	敏雄君	安武	洋子君	粕谷	照美君	片山	甚市君	山中	郁子君	秦	豐君	吉田忠三郎君	福間	知之君	栗原	俊夫君	安永	英雄君	羽生	三七君	小柳	勇君	小笠	公韶君	亘	四郎君	野口	忠夫君	和田	静夫君	杉山善太郎君	村田	秀三君	二木	謙吾君	福井	勇君	杉山善太郎君	戸田	菊雄君	竹田	現照君	藤井	丙午君	神沢	淨君	藤井	丙午君	田	英夫君	鈴木美枝子君	浜本	萬三君	赤桐	操君	戸塚	進也君	目黒今朝次郎君	對馬	孝且君	高橋	譽富君
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----	--------	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	--------	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---	----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	---	-----	--------	----	-----	----	----	----	-----	---------	----	-----	----	-----

上田耕一郎君
國務大臣

内閣總理大臣	福田 赳夫君
法務大臣	福田 一君
外務大臣	鳩山威一郎君
大藏大臣	坊 秀男君
文部大臣	海部 俊樹君
厚生大臣	渡辺美智雄君
農林大臣	鈴木 善幸君
通商産業大臣	田中 龍夫君
運輸大臣	田村 元君
郵政大臣	小宮山重四郎君
労働大臣	石田 博英君
建設大臣	長谷川四郎君
自治大臣 (国家公安委員 会委員長)	小川 平二君
内閣官房長官	園田 直君
國務大臣 (總理府總務長 官)	藤田 正明君
沖繩開發庁長 官	
國務大臣 (行政管理庁長 官)	西村 英一君
國務大臣 (防衛庁長官)	三原 朝雄君
國務大臣 (經濟企画庁長 官)	倉成 正君

国務大臣 (科学技術庁長官)	宇野 宗佑君
国務大臣 (環境庁長官)	石原慎太郎君
国務大臣 (国土庁長官)	田澤 吉郎君

議長の報告事項

去る十四日委員会において選任した理事は左の通りである。

ロッキード問題に関する調査特別委員会
理事 塩出 啓典君（黒柳明君の補充）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された議案を委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する

る法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議

既に通知した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書が提出された。

新東京国際空港公団が犯した同公団法違反の無

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法
の一部を改正する法律

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員	後藤 正夫君
法務委員	橋本 敦君

大藏委員	渡辺 武君
文教委員	志村 愛子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員
志村 愛子君

大蔵委員	橋本 敦君
法務委員	渡辺 武君

文教委員 後藤 正夫君
同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長

は即日これを外務委員会に付託した。
千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され

た万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の
受若こつて承認を求むるの牛

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障

昭和五十二年三月十九日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の土地の位置境界及び地籍の明確化に関する特別措置法案(安井吉典君外二名提出)

同日内閣から左の議案の修正について、国会法第五十九条の規定に基づき衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

昭和五十二年一般会計予算案

昭和五十二年度特別会計予算案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

同日内閣から、左の議案を修正した旨の通知書を受領した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の内閣提出案中修正を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年一般会計予算中修正

昭和五十二年度特別会計予算中修正

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正

恩給法等の一部を改正する法律案中修正

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公園が犯した航空法違反の無認可工事に関する質問に対する答弁書

参議院議員星野力君提出稚草の原木害菌被害に関する質問に対する答弁

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における交通方法変更等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十一年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

文教委員

後藤 正夫君

志村 愛子君

予算委員

た。

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

大蔵委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

大蔵委員

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

決算委員会

理事 寺下 岩蔵君(世耕政隆君の補欠)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

新東京国際空港公園が犯した同公園法違反の無認可業務に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十一年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

文教委員

後藤 正夫君

志村 愛子君

予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

文教委員

予算委員

青島 幸男君

市川 房枝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

文教委員

予算委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

印刷税法の一部を改正する法律案

登録免許税法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

通信委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

高田 浩運君

市川 房枝君

後藤 正夫君

志村 愛子君

予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 後藤 正夫君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和五十二年一般会計予算

昭和五十二年度特別会計予算

昭和五十二年度政府関係機関予算

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

住宅基本法案(岡本富夫君外二名提出)

公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員加瀬完君提出新東京国際空港公団の本格石油パイプライン千葉市内部分のルート選

定経緯に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜屋武眞榮君提出本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十四日任期満了による再任)

新開 欽哉

(同) 宮島 龍興

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の樺山俊夫の後任)

曾田 忠

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、犯罪者予防更生法第五条第

一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月一日任期満了の川嶋眞一の後任)

笠松 章

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第

三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十九日任期満了の武田満作の後任)

梶浦 英夫

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月二十六日死亡の野間千代三の後任)

内藤 良平

同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命したので、鉄道敷設法第六条第二項の規定

に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了の荒木茂久一の後任)

佐々木敬一

(同日任期満了の五島昇の後任)

竹田弘太郎

(同日任期満了の駒井健一郎の後任)

真藤 恒

(同日任期満了の日向方齊の後任)

藤本 一郎

(同日任期満了による再任)

森本 修

(同日任期満了の田實渉の後任)

松沢 卓二

(同日任期満了による再任)

角本 良平

にに基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(同日任期満了による再任)

片岡 文重

(同日任期満了による再任)

本日議員鍋島直紹君外八名から委員会審査省略要求書を附して左の議案が提出された。

日ソ漁業交渉に関する決議案

昭和五十二年三月十九日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

一六一

昭和五十二年三月十九日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

新東京国際空港公団が犯した航空法違反の無認可工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年二月十九日

秦 豊

参議院議長 河野 謙三殿

新東京国際空港公団が犯した航空法違反の無認可工事に関する質問主意書

新東京国際空港公団は、成田空港の建設にあたり、必要用地の取得を図るべく、土地収用法による事業認定及び公共用地の取得に関する特別措置法による特定公共事業認定の各処分を建設大臣より受け、建設工事を行つてきた。しかし右二つの認定処分に係る起業地計画から航空保安施設設置予定地を不覚にも除外してしまつた結果、所定の期限内の用地取得が不可能となり、かかる事態に対処するため、四千メートル滑走路の南側に設置されるべき進入灯などの航空保安施設を七百五十メートル内側に移設せざるを得なくなり、航空法第五十五条の第三項で義務づけられている工事実施計画の認可を運輸大臣より受けることなく、

右移設工事を違法に行つた。

かかる事実を鑑み、航空法の運用に職責を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。

一 四千メートル滑走路南側の着陸接地点を七百五十メートル内側に移して同滑走路を運用するために移設された航空保安施設の種類を、航空保安無線施設及び飛行場灯火の別に明らかにし、それらの施設の種類の毎に、それら施設の移設工事に着手した年月日、工事が完成した年月日並びに航空法第五十五条の第三項による工事実施計画の認可を申請した年月日及び同認可を受けた年月日を明らかにされたい。

二 右移設工事に係る飛行場灯火に関していえば、航空法第五十五条の第三項で規定される工事実施計画の変更認可に係る申請手続きを定める運輸省令は、同法施行規則第二百二十一条の二としてよいのではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

三 航空法施行規則第二百二十一条の二を適用除外とする規定が、航空法施行規則にあれば、その条項及び内容を明らかにされたい。

四 航空法第三十九条第一項第一号の要件として運輸省令で定められる飛行場灯火の設置基準

が、同法施行規則第一百七十七条第一項に定められ、同条第二項は同設置基準の特例に関する手続きを定めてゐる。

(1) 同規則第一百七十七条は、航空法第三十九条第一項第一号の要件として飛行場灯火に関する設置基準を運輸省令で定めたものとしてよいのではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

(2) 同規則第一百七十七条第二項は、同第一項の但し書き的な法文上の形態をもつて、同第一項の特例に関する手続きを定めたものとしてよいのではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

(3) 同規則第一百七十七条第二項は、法文上の構成形態からしても、手続き内容からしても、同規則第二百二十一条の二の特例に関する手続きを定めたものではないとしてよいのではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

(4) 同規則第二百二十一条の二の特例に関する手続きを定める必要があるとすれば、同条に第二項を新設するか。または同規則第二百二十一条の三を新設して処理する方が妥当適正では

ないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

五 航空法第三十九条第一項第一号は、航空法第五十五条の第三項の特例を定めたものとはいえないのではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

六 航空保安施設設置予定地を除外するという起業地計画の失敗が、本件無認可工事の発生という違法な事態をひきおこすものとなつたのではないのか。その他無認可工事が発生することとなつた原因を明らかにされたい。

七 それにしても、何故航空保安施設設置予定地を起業地の中に含めておかなかつたのか。右質問する。

昭和五十二年三月十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公団が犯した航空法違反の無認可工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員桑豊君提出新東京国際空港公団
が犯した航空法違反の無認可工事に関する
質問に対する答弁書

一について

航空保安施設のうちA滑走路南側の着陸接地
点を臨時に七百五十メートル内側に移して同滑
走路を運用することに伴い移設を要するものに
係る工事は、航空保安無線施設(ILS)につい
ては昭和四十六年十月三十日に、飛行場燈火
(進入燈、進入角指示燈、滑走路末端燈及び接
地帶燈)については同年七月一日に着手し、前
者については昭和四十七年二月二十九日に、後
者については昭和四十九年三月三十一日にそれ
ぞれ完了した。

右の工事に係る工事实施計画の変更に関し、
航空保安無線施設については昭和四十七年二月
二十四日に、飛行場燈火については昭和五十一年
十月二十八日に申請があり、前者については
昭和四十七年七月二十一日に、後者については
昭和五十一年十一月二十五日にそれぞれ認可し
ている。

二及び三について

新東京国際空港公団が航空燈火に係る工事实

施計画の変更につき航空法第五十五条の三第一
項の規定による認可を申請する場合の手続は、
航空法施行規則第二百二十一条の二の定めるとこ
ろである。

四について

航空法施行規則第一百七十七条の規定は、航空法
第三十九条第一項第一号の規定に基づき飛行場
燈火に関する位置、構造等の設置の基準を定め
るものであり、同規則第二百二十一条の二の規定
の特例を定めるものではない。

五について

航空法第三十九条第一項第一号の規定は、同
法第五十五条の三第一項の規定の特例を定める
ものではない。

六及び七について

航空保安施設用地については、従来から任意
買収により取得する方針をとつてきている。
しかしながら、空港建設に対する反対運動等
によりその一部の確保が遅れている事情から、
A滑走路南側の着陸接地点を臨時に七百五十
メートル内側に移して同滑走路を運用すること
とし、これに伴い暫定的に航空保安施設の一部

を移設する必要が生じたものである。

椎茸の原木害菌被害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和五十二年三月七日

星野 力

参議院議長 河野 謙三殿

椎茸の原木害菌被害に関する質問主意書

昭和四十五年ごろから大分県をはじめ、宮崎
県、熊本県など九州を中心として椎茸生産を根底
から破壊するような椎茸の原木被害が発生してい
る。関係機関、生産者の大変な努力にもかかわらず、
まだ終息の目鼻がつかないばかりか、むしろ
被害が分散拡大されている。

このまま推移すれば、乾椎茸生産は壊滅の危機
に陥ることは必至であり、乾椎茸生産者のもとよ
り、乾椎茸栽培地域の発展という点からも憂慮す
べき状況であるので若干の質問をする。

一 五十年程度のきのこ類の概算生産額は約千二百
億円にものぼっている。このきのこ類の生産農

家の保護、育成のための施策をどのようににおこ
なっているか。

二 害菌による被害調査の実態と原因究明のため
の研究の進行状況を明らかにされたい。

また、害菌被害に対する当面の対策と今後の
対策をどのように考えているか。

三 この類にたいする試験研究体制は、蚕糸茶
業などに比べて格段の遅れである。抜本的に強
化すべきではないか。

四 被害農家救済のための共済制度を早急に創設
すべきだと思ふが政府の考えはどうか。

五 被害農家にたいする原木購入資金などの融資
枠の拡大と、希望する農家にたいして貸付がで
きるよう融資条件と手続きを改善すべきではな
いか。

六 負債問題解決のために制度融資の繰りのべを
おこなうべきではないか。

七 椎茸栽培農家育成のための補助金を大幅に増
額し、とくに被害農家への原木供給と、被害原
木の処理のための、補助をおこなう考えはない
か。

右質問する。

昭和五十二年三月十九日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書

昭和五十二年三月十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員星野力君提出稚茸の原木害菌被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員星野力君提出稚茸の原木害菌被害に関する質問に対する答弁書

一及び七について

しいたけ等特用林産物の生産振興対策については、従来から林業構造改善事業により、生産施設及び集出荷貯蔵施設の整備並びに早期・特用樹種の育成について助成しているところである。

また、昭和五十年から、特用林産物生産流通改善対策事業を実施し、特用林産物の主産地として発展を期待し得る地域において、樹林造成を行うほか、生産、加工、流通等の改善を図るための諸施設について助成しているところである。

更に、昭和五十二年度には、しいたけ原木需給安定対策事業によりしいたけ原木の流通実態調査等を行って、しいたけ原木の長期安定的な

需給体制の確立を図ることとしており、今後とも、被害農林家への原木供給等の問題を含めきこの種の生産農林家の保護育成のための施策の充実に努めてまいりたい。

二について

(一) 昭和五十年の熊本、大分、宮崎県下における害菌被害額は、これらの県からの報告によると約六億九千万円である。

(二) 害菌による被害の原因については、これまでの研究の結果、九州地区の被害原木からヒボクレア属菌に属する三種の害菌が最も多く検出されたことから、害菌と被害との関連を明らかにするため、現在これら被害の再現について実証試験を実施中である。

(三) 害菌被害についての適切な対策を講ずるため、現在行政担当者及び試験研究機関によるしいたけ害菌対策ブロック協議会を開催しており、昭和五十二年度においては、新たに「しいたけの種菌活力度と害菌被害追跡調査」を行うこととしている。

三について

きのこ関係の試験研究については、従来から国立林業試験場が主体となつて各都道府県の公

立林業試験場等と十分な連絡をとりつつ鋭意推進してきているところである。

また、公立林業試験場等における試験研究を推進するため、国の助成を積極的に実施しているところである。

更に、昭和五十二年度においては、国立林業試験場に「きのこ研究室」を新設し、試験研究体制の強化を図る予定であり今後その充実を図つてまいりたい。

四について

しいたけ栽培農林家を対象とした共済制度を設けることについては、料率の算定、被害の認定方法等につき、様々な問題を含んでいるため、今後とも慎重に検討してまいりたい。

五について

農林家のきのこ生産用原木購入資金等については、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金により融資を行っているところである。

融資枠については、資金需要に十分対応できるように確保しているところであり、今後とも資金需要の推移を見ながら対応していく所存である。

また、融資条件等については、昭和五十二年

度において農林漁業金融公庫資金の貸付限度額を三〇〇万円(現行二〇〇万円)に引き上げることをとする等その改善に努めており、今後においても林業をめぐる諸情勢を踏まえつつ、必要に応じその改善を図つてまいりたい。

六について

災害等やむを得ない事情により農林家が既に借り受けている農林漁業金融公庫資金の償還が困難となつた場合には、個々の農林家の被害の実情に応じて償還期限の延長等の償還条件の緩和ができることとなつていので、害菌による被害農林家の実情に応じ適切な措置を講じるよう関係機関を指導してまいりたい。

〔第五号参照〕

審査報告書

昭和五十一年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて

報告する。

昭和五十二年二月二十二日

予算委員長 小川 半次

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)

は、歳出において、(1)景気の着実な回復及び災害復旧等のための公共事業関係費の追加、(2)農業保険費、(3)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改定費、(4)義務教育費国庫負担金等の義務的経費の追加、(5)国債整理基金特別会計へ繰入れ、(6)その他の経費の追加の合計六千一百一十一億一千九百六万二千円の追加を行い、他

方、既定経費の節減九百六十八億九千五百八十九万円、公共事業等予備費の減額百五十億円、及び予備費の減額一千四百五十億円を行うこととして、歳入においては、前年度剰余金受

入二千五百四十二億二千三百七十七万二千円を計上することとしている。歳出の追加に伴う財源不足額一千億円については、「財政法」第四条第

一項ただし書の規定に基づき二千億円の公債を

追加発行するが、他方、「昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律」に基づく公債を一千億円減額することにより、これをまかなうことにしている。

この結果、昭和五十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ三千五百四十二億二千三百七十七万二千円を増額し、二十四兆六千五百二億三千四百六十一万九千円となる。

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、農業共済再保険特別会計ほか八特別会計についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社について、運賃・料金改定の実施期日の遅延による減収等に伴う所要の補正を行うものである。右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊急となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

昭和五十一年度における道路整備費の財源の特

例等に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年二月二十二日

建設委員長 小谷 守

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路整備事業の一層の促進を図るため、昭和五十一年度における道路整備事業費の財源の特例等を設けるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十一年度道路整備特別会計補正予算に受入額として約三百七十四億円が計上されている。

審査報告書

昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年二月二十二日

大蔵委員長 安田 隆明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十一年度に政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については正額記帳の特例を設けることにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十一年度約三億円である。

審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

昭和五十二年三月十九日 参議院會議録第七号

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年二月二十二日

大蔵委員長 安田 隆明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十一年度において低温、暴風雨等による水稻、麦、りんご等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てゐるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十一年度一般会計補正予算において、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定への繰入額としてそれぞれ四百五十二億六千六百六十一万円、五十八億四千二百七十三万円が計上されている。また、昭和五十一年度同特別会計補正予算において、農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れる

こととし、三百十四億八百万円が計上されている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(外代)